

豊能町西地区における公私連携幼保連携型認定こども園 設置及び運営法人募集要領

豊能町立吉川保育所及びひかり幼稚園（以下「吉川保育所等」という。）を民間移管するにあたり、認定こども園の設置及び運営者を次の要領により募集します。

1. 民間移管後の運営形態

本町における就学前教育・保育は、公立認定こども園（東地区・ふたば園）と民間移管する認定こども園（西地区）が相互に連携し、町全体として質の高い教育・保育を推進する体制を構築するものとします。

このようなことから、民間移管後の施設運営形態は、1号認定子ども、2号認定子ども及び3号認定子どもが通園することの出来る「幼保連携型認定こども園」とします。

また、提供すべき教育・保育・子育て支援事業の内容について、本町と法人が協定を締結し、実施することができる「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「認定こども園法」という。）」第34条第1項に基づく「公私連携幼保連携型認定こども園」とします。

2. 民間移管を行う認定こども園と民間移管時期

民間移管を行う施設は、吉川保育所等である。法人は、町の指定する用地で新たに認定こども園を設置（詳細は、別紙1「豊能町西地区における公私連携幼保連携型認定こども園設置及び運営法人募集にかかる諸条件「10. 用地等に関する事」」を参照）すること。

（1）吉川保育所等の定員と利用状況

（各年4月1日時点）（単位：人）

		定員	利用児童数				
			令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
吉川 保育所	0歳	8	1	5	8	3	4
	1歳	15	8	9	15	16	15
	2歳	18	18	15	17	18	18
	3歳	49	22	19	18	22	20
	4歳		19	25	21	21	26
	5歳		21	23	26	22	21
計		90	89	96	105	102	104

（各年4月1日時点）（単位：人）

		定員	利用児童数				
			令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
ひかり 幼稚園	0歳	—	0	0	0	0	0
	1歳	—	0	0	0	0	0
	2歳	—	0	0	0	0	0
	3歳	35	22	18	27	18	19
	4歳	35	32	22	22	31	18
	5歳	35	33	34	24	25	31
計		105	87	74	73	74	68

(2) 民間移管時期

民間移管時期は令和11年4月1日とします。

3. 民間移管後の認可定員等の設定

民間移管後の認定こども園の認可定員は、下表のとおりとします。利用定員は、認可定員に一致させることを基本としますが、選定の結果を受け最終的には町と協議の上決定します。

・認可定員

(単位：人)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
1号認定	—	—	—	20	25	25	70
2・3号認定	9	18	18	25	25	25	120
計	9	18	18	45	50	50	190

なお、民間移管時期において子どものための教育・保育給付認定を受けている吉川保育所等に入所している児童が、民間移管後の認定こども園への通園を希望する場合については、その児童全員を優先的に受入れることが必要です。設定した認可定員等を上回る人数となる場合でも、弾力的運用を行うなどして、必ず受入れを行うこと。また、法人が入園受付を行う1号認定こどもについては、町内在住の子どもを優先して受け入れること。

4. 応募資格・条件

- (1) 令和7年10月1日現在、大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県で認定こども園法第2条第6項に規定する認定こども園、児童福祉法第39条第1項に規定する保育所（ただし、同法第35条第4項または第56条の8第3項に規定する保育所に限る。）または学校教育法第1条に規定する幼稚園（以下「認定こども園等」という。）を経営する社会福祉法第22条の規定により設立された社会福祉法人または私立学校法第3条の規定により設立された学校法人であること。
- (2) 協定期間中は、移管法人が継続して認定こども園を運営すること。
- (3) 別紙1「豊能町西地区における公私連携幼保連携型認定こども園設置及び運営法人募集にかかる諸条件」に示す条件を遵守できること。
- (4) 新たな認定こども園を運営するための必要な経営基盤を有していること。
- (5) 現に、法人が運営している施設において、所轄庁等による過去5年間の監査・実地指導等で、文書による重大な指摘を受けていないこと。ただし、指摘を受けていた場合でも、適正な改善報告がなされている場合は、指摘を受けていないものと同様に扱う。
- (6) 本町の就学前教育・保育行政を十分に理解し、積極的に協力できること。
- (7) 認定こども園法第17条第2項各号に該当していないこと。
- (8) 民間移管前の教育・保育水準を維持できること。
- (9) 法令、通知などを遵守し、移管を受けた法人自らが経営をすること。
- (10) 理事長は、就学前教育・保育に熱意と識見を有すると認められる者であること。

- (11) 施設長（園長）は、健全な心身を持ち、就学前教育・保育に熱意のある者であり、就学前教育及び児童福祉の知識と経験を有する者であること。
- (12) 施設の運営に当たっては、保護者をはじめ地域に開かれた園を目指し、利用者に選択される魅力ある園づくりに取り組むこと。
- (13) 移管法人決定後、本町と法人との間で締結する協定、財産等（土地・建物・備品）の貸付及び譲渡契約等を誠実に履行すること。
- (14) 法人の代表者及び役員が豊能町暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員、暴力団密接関係者に該当する者ではないこと。

5. 失格事項

次の各号のいずれかに該当する場合は、失格として法人選考の対象から除外します。

- (1) 移管法人の選考を行う「豊能町公私連携幼保連携型認定こども園設置及び運営法人選定委員会」（以下「選定委員会」という。）の委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (2) 他の応募法人と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- (3) 選考審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- (4) 選考終了までの間に、他の応募法人に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- (5) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (6) 提出書類の記載内容に齟齬があった場合
- (7) この募集要領に違反し、又は著しく逸脱した場合
- (8) その他不正行為があった場合

6. 財産の譲渡等

- (1) 土地
 - ① 民間移管後の認定こども園の土地の使用については、本町と運営用地に係る貸付契約（無償または有償）を締結することとします。
 - ② 園舎の設置に係る条件等については、別紙1「豊能町西地区における公私連携幼保連携型認定こども園設置及び運営法人募集にかかる諸条件」を参照すること。
- (2) 備品
 - ① 吉川保育所等で使用している備品で本町が認めるものについては無償譲渡とします。

7. 移管法人の選考

- (1) 移管法人の選考方法

移管法人の選考は、選定委員会の審査に基づき行います。審査は、書類選考及びヒアリング等により別途定める「選考基準」により厳正審査します。なお、移管法人の決定は、選定委員会による選考を踏まえ、豊能町長が決定します。

また、移管を希望する法人が複数あった場合は、選定委員会が「選考基準」により、審査し、順位付けを行い、第1順位の応募法人を移管法人候補者とします。

（２）移管法人の選考基準

別紙２「豊能町西地区における公私連携幼保連携型認定こども園設置及び運営法人選考基準」に記載のとおりです。

８．公私連携法人の指定

（１）公私連携法人候補者の決定

移管法人の決定後、本町と仮協定を締結し、公私連携法人候補者として決定します。

（２）公私連携法人の決定

公私連携法人候補者は、土地等の貸与についての本町議会の議決後、本町と認定こども園法第34条第２項に基づく協定を締結し、必要な手続きのうえ、公私連携法人として指定されます。なお、公私連携法人としての指定申請及び公私連携幼保連携型認定こども園の設置の届出などの必要な手続きについては、法人の負担で行うこととします。

（３）公私連携法人として指定されない場合

本町議会の議決が得られなかった場合等により指定ができなかったときは、法人が応募等に要した費用等について、本町は一切の補償の義務を負わないものとします。

９．合同保育と引継ぎ保育

円滑に民間移管を進めるにあたり、民間移管前に法人の職員（保育士、教諭、看護師、給食調理員等）が吉川保育所等に順次勤務し、合同保育を行います。合同保育の期間は、民間移管前の１年間（令和10年度）の町の定める期間とします。

民間移管後には、町職員１～２名が民間移管後の認定こども園で引継ぎ保育を行うこととします。

10．三者協議会

民間移管に際しては、移管法人決定後、速やかに法人と本町、保護者で構成される三者協議会を設置し、今後の施設運営方法等について協議することとします。また、三者協議会は、民間移管前は本町が主催することとし、開催時期等については、いずれか一者から要請があった場合に随時、三者協議会を開催することとします。なお、民間移管後においては、法人が主体となって、三者協議会を継続することとします。三者協議会の設置期間は、民間移管前に在園している児童が卒園するまでの概ね５年間を想定しています。

11．施設整備等に係る費用補助

園舎、屋外遊戯場及び駐車場等の整備については、国等の補助制度を活用し、また、国等の補助制度がない整備については、町からの補助を予算の範囲内で行う予定としています。

12．公私連携幼保連携型認定こども園に係る協定について

本町と公私連携法人候補者は、認定こども園法第34条第２項に基づく「協定」を締結することとします。

(1) 協定で締結する事項

- ① 当該公私連携幼保連携型認定こども園の名称及び所在地
- ② 教育及び保育等に関する基本的事項
- ③ 必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力に関する基本的事項
- ④ 協定の有効期間
- ⑤ 協定に違反した場合の措置
- ⑥ その他公私連携幼保連携型認定こども園の設置及び運営に関し必要な事項
- ⑦ その他以下の事項
 - ・ 0歳児から5歳児までの児童を受け入れること。
 - ・ 幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づいた教育・保育計画と指導計画を作成しその計画に沿って教育・保育を実施すること。
 - ・ 町がこれまで取り組んできた15年間をつなぐ「保幼小中一貫教育」を継続して推進すること。
 - ・ ふたば園および義務教育学校と定期的な合同研修・実践交流を行い、就学前から義務教育への円滑な接続を図ること。
 - ・ これまで吉川保育所等が地域において担ってきた役割を引き継ぎ、障がいのある児童や特別な配慮・支援を必要とする児童を積極的に受け入れること。
 - ・ 障がいのある児童および特別な配慮を要する児童については、町及び関係機関と協議し、必要な加配職員の配置、専門機関との連携体制を確保すること。
 - ・ 支援の継続性を担保するため、三者協議会において個別支援に関する情報共有・検証を行うこと。
 - ・ 外国にルーツのある子ども・家庭に対して、言語・文化・宗教上の配慮を検討すること。
 - ・ 通園アクセス上の制約がある児童については、合理的配慮の観点から個別対応を検討すること。
 - ・ 保護者との交流を図り、保護者の意見を施設運営に反映させること。
 - ・ 町立施設と連携・交流を行い、相互の教育・保育の向上を図ること。
 - ・ これまで吉川保育所等で培ってきた開かれた園所作り（保護者による給食準備等、絵本の貸し出し、散歩ボランティア等）に積極的に取り組むこと。
 - ・ 吉川保育所等がこれまで培ってきた地域との交流（生物の観察、川遊び、野菜作り等）を継続すること。

(2) 協定に違反した場合

- ① 本町は当該公私連携幼保連携型認定こども園が正当な理由なく協定に従って教育及び保育を行っていないと認めるときは、認定こども園法第34条第10項の規定により勧告を行います。
- ② 上記勧告を受けたにも関わらず、当該勧告に従わないときは、認定こども園法第34条第11項の規定により指定を取り消します。
- ③ 上記取消しを受けた法人は、当該処分に係る公私連携幼保連携型認定こども園について、認定こども園法第17条第1項の規定による廃止の認可を申請すること。

※ 上記廃止の認可の申請を行った法人は、当該申請の日前 1 月以内に教育及び保育等を受けていた者であって、当該廃止の日以後においても引き続き当該教育及び保育等に相当する教育及び保育等の提供を希望する者に対し、必要な教育及び保育等が継続的に提供されるよう、他の幼保連携型認定こども園その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

13. 国の制度変更、本町施策の変更時の取り扱いについて

国の制度変更や、本町施策の変更が生じた場合、本募集要領に記載する条件及び内容について、変更となる場合があります。

その場合は移管法人の決定後であっても、国の制度変更や、本町施策の変更にかかる事業計画の内容を変更していただく場合があります。

14. 応募方法

(1) 募集要領の配付

① 配付期間

令和 7 年 11 月 14 日（金）から令和 7 年 12 月 15 日（月）午後 5 時 30 分まで

※豊能町教育委員会こども未来部こども育成課での配付は、開庁日の午前 9 時から午後 5 時 30 分まで

② 配付場所

豊能町教育委員会こども未来部こども育成課及び豊能町ホームページ

※豊能町ホームページに募集要領、参考資料、募集に係る様式等を掲載していますので、ダウンロードしてご利用ください。

(2) 認定こども園設置用地の見学会

設置用地の見学会への参加は、応募の資格条件ではありませんが、応募する法人は極力ご参加ください。希望される法人は、令和 7 年 11 月 26 日（水）正午までに豊能町西地区における公私連携幼保連携型認定こども園設置用地見学申込書（別添様式 1）を豊能町教育委員会こども未来部こども育成課までご提出のうえ、当日、第 2 総合駐車場（吉川支所横）に直接お越しください。なお、参加者は 1 法人 2 名以内とします。

日時：令和 7 年 12 月 8 日（月）～令和 7 年 12 月 11 日（木）の間

集合場所：第 2 総合駐車場（吉川支所横）

所在地：豊能町東ときわ台 1-1-2

※日時等の詳細は、別途通知します。

※期限までに申込みがない場合は、設置用地見学会当日の見学はお断りいたしますのでご了承ください。

(3) 質問について

① 電話、来庁など口頭による質問は受け付けません。

② 質問がある場合は、令和 7 年 11 月 17 日（月）午前 9 時から令和 7 年 12 月 4 日（木）午後 5 時までに、質問票（別添様式 2）を電子メールで送付してください。

※電子メールアドレス kodomoshien@town.toyono.osaka.jp

③ 質問及び質問に対する回答は、随時、豊能町ホームページにて公表します。

(4) 応募書類の提出について

① 受付期間 令和7年11月19日（水）から令和7年12月19日（金）まで

※開庁日の午前10時から午後5時まで（正午から午後0時45分までを除く）

② 提出場所 豊能町教育委員会こども未来部こども育成課

③ 提出方法 受付期間内に必要書類を上記提出場所に持参してください。

※ 郵送や電子メール等による提出はできません。また、受付期間を過ぎたものは受付できません。

※ 持参される日は、事前にこども育成課へ電話により予約してください。

④ 提出書類 別紙3「豊能町西地区における公私連携幼保連携型認定こども園設置及び運営法人応募書類一覧」のとおり

※提出書類は全てA4サイズとし、1部ずつA4フラットファイルに綴じてください。

※別紙3のチェック欄にチェックを入れた上で、別紙3を提出書類の1番上に綴じ込んでください。

※様式ごとにインデックスを添付してください。

※必要な書類が全てそろっていないと受理することができませんので、留意してください。

⑤ 提出部数 正本1部、写し8部

(5) ヒアリング実施日（予定）

日時：令和8年2月23日（月・祝）

場所：未定

※詳細は応募受付後、改めてお伝えします。

(6) その他

① 提出された書類は返却しません。

② 提出された書類は豊能町情報公開条例の規定により公開することがあります。

③ 提出された資料の内容変更及び追加書類の提出は、受付期間終了後は原則認めません。ただし、審査の過程で、追加資料を提出していただくことがあります。

④ 原則として、審査の結果等については、豊能町ホームページにて公開します。

⑤ 本町からの質問書等については、誠意をもって回答していただきます。

⑥ 応募法人が現に運営している施設について、見学を実施することがあります。

15. その他

(1) 移管法人は現に経営している認定こども園等を廃止しないこと。

(2) 移管施設において、政治活動またはこれらに付随する活動はしないこと。

(3) 移管施設において、営利の追求を目的とした行為をしないこと。

(4) 本募集要領に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、町と協議し定めることとしま

す。

16. 問い合わせ先

豊能町役場 豊能町教育委員会 こども未来部 こども育成課

〒563-0292 豊能町余野4-1-4 番地の1

TEL 072-739-3432

メールアドレス kodomoshien@town.toyono.osaka.jp